



佐賀県公報

平成18年
7月24日
(月曜日)
第12783号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

告示

◎佐賀県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正 (四八七・市町村課) 一

公告

○川副都市計画道路に関する都市計画を決定する案及び佐賀都市計画道路に関する都市計画を変更する案の縦覧 (まちづくり推進課) 二

○佐賀都市計画道路西寺井三重線及び下古賀嘉瀬町線並びに川副都市計画道路福富南里線の環境影響評価準備書 (農山漁村課) 三

○地盤沈下対策事業白石平野地区第四号工事に係る公募型指名競争入札 (農山漁村課) 四

○地盤沈下対策事業白石平野地区第五号工事に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札 (農地整備課) 五

○県営脊振地区土地改良事業の工事了 (農地整備課) 七

○平成十八年度県営かんがい排水事業鳥栖地区第二号工事に係る公募型指名競争入札 () 七

○告示

◎佐賀県告示第四百八十七号

佐賀県地域総合整備資金貸付要綱 (平成二年佐賀県告示第五百九十九号)の一部を次のように改正する。

平成十八年七月二十四日

佐賀県知事 古川 康

第四条第四項中「規定する過疎地域」の下に「並びに第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合又は境界変更があつ

た日の前日において過疎地域であった区域及び同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域 (以下「みなし過疎地域」という。)を加え、同条第五項中「地域経済活性化対策推進地域」の下に「又は特定地域経済活性化対策実施要綱 (平成十八年三月二十三日付け総行自第六十三号総務事務次官通知) に基づき選定された特定地域経済活性化対策推進地域」を、「過疎地域」の下に「又はみなし過疎地域」を加える。

附則第二項中「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「別表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第4条第4項	過疎地域	過疎地域又は離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
	30億円	33億円
	45億円	48億円
第4条第5項	30億円	33億円
	45億円	48億円
	37億5千万円	41億円
	56億円	59億円

長年や重なる。 採 取 への配慮は、公衆の安全に配慮。

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により川副都市計画道路に関する都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

また、同法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により佐賀都市計画道路に関する都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、佐賀市、川副町及び東与賀町の住民及び利害関係人は、縦覧を開始する日から縦覧期間満了の日の翌日から2週間を経過する日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成18年7月24日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

(1) 佐賀都市計画道路

ア 1・4・1号西寺井三重線

イ 1・4・2号下古賀嘉瀬町線

(2) 川副都市計画道路

ア 1・4・1号福富南里線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 佐賀都市計画道路

ア 1・4・1号西寺井三重線

追加する部分 早津江川右岸（6キロ100メートル付近）並びに佐賀市

諸富町大字為重字茂佐衛門、字上下分及び字三重分並びに

佐賀郡川副町大字早津江字二本松

イ 1・4・2号下古賀嘉瀬町線

追加する部分 佐賀市本庄町大字鹿子字四本谷、字鹿子下、字一本杉及

び字二本柳、西与賀大字高太郎字高太郎二、字船津、字高

太郎一、字高太郎五、字二本杉、字四本柳、字船小屋及び

字三本杉、嘉瀬町大字中原字五本黒木簀、字四本黒木簀及

び字三本谷簀並びに大字十五字一本谷簀並びに佐賀郡東与

賀町大字下古賀字一本杉、字二本柳、字一本榎及び字夷久

並びに大字飯盛字一本榎

(2) 川副都市計画道路

ア 1・4・1号福富南里線

決定する部分 佐賀郡川副町大字福富字一本松、字二本松、字三本松、

字二本黒木、字二本谷及び字米納津並びに大字南里字三本

松、字三本谷、字二本柳、字四本谷、字二本柳、字三本柳

及び字四本柳

3 縦覧場所

(1) 1・4・1号西寺井三重線

国土交通省佐賀国道事務所調査第一課、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀土木事務所、佐賀市建設部都市政策課及び佐賀市諸富支所建設課

(2) 1・4・2号下古賀嘉瀬町線

国土交通省佐賀国道事務所調査第一課、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀土木事務所、佐賀市建設部都市政策課、佐賀市諸富支所建設課及び東与賀町産業建設課

(3) 1・4・1号福富南里線

<p>国土交通省佐賀国道事務所調査第一課、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀土木事務所及び川副町建設下水道課</p> <p>4 縦覧期間 平成18年7月24日から平成18年8月23日まで</p> <p>環境影響評価法(平成9年法律第81号)第14条の規定により、佐賀都市計画道路西寺井三重線及び下古賀嘉瀬町線並びに川副都市計画道路福富南里線の環境影響評価準備書を作成したので、同法第16条及び第17条の規定により次のとおり公告します。</p> <p>なお、準備書について環境保全の見地からの意見を有する者は、縦覧を開始する日から縦覧期間満了の日の翌日から2週間を経過する日までに、当該準備書についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。</p> <p>平成18年7月24日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 都市計画決定権者の名称 佐賀県知事 古川 康</p> <p>2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(1) 名称</p> <p>ア 佐賀都市計画道路 西寺井三重線 イ 佐賀都市計画道路 下古賀嘉瀬町線 ウ 川副都市計画道路 福富南里線</p> <p>(2) 種類 一般国道の新設</p> <p>(3) 規模</p> <p>ア 延長 約9キロメートル(全体延長約10キロメートル、福岡県内延長約1キロメートル)</p> <p>イ 車線の数 4車線</p> <p>3 都市計画事業が実施されるべき区域</p>	<p>(自) 佐賀市諸富町大字為重(県境)</p> <p>(空) 佐賀市嘉瀬町大字十五</p> <p>4 関係地域の範囲 佐賀県佐賀市、川副町及び東与賀町</p> <p>5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(1) 縦覧場所</p> <p>ア 国土交通省佐賀国道事務所調査第一課 イ 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課 ウ 佐賀土木事務所 エ 佐賀市建設部都市政策課 オ 佐賀市諸富支所建設課 カ 川副町建設下水道課 キ 東与賀町産業建設課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成18年7月24日(月)から平成18年8月23日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 意見書の提出 環境影響評価準備書について環境保全の見地からの意見を有する者は、意見書の提出によりこれを述べることができます。</p> <p>7 6の意見書の提出期限及び提出先その他の意見書の提出に必要な事項</p> <p>(1) 意見書の提出期限 平成18年9月6日(水)</p> <p>(2) 意見書の提出先 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課 郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号</p>
--	--

<p>(3) 提出方法 郵送又は持参によります。</p> <p>(4) その他提出に必要な方法 意見書には次に掲げる事項を記載してください。</p> <p>ア 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>イ 意見書の提出の対象である準備書の名称</p> <p>ウ 準備書についての環境保全の見地からの意見及びその理由</p> <p>8 説明会の開催日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成18年7月24日(月) 午後7時から 場所 東与賀町文化ホール「ふれあい館」</p> <p>(2) 日時 平成18年7月25日(火) 午後7時から 場所 川副町民会館</p> <p>(3) 日時 平成18年7月26日(水) 午後7時から 場所 佐賀市立西与賀コミュニティセンター</p> <p>(4) 日時 平成18年7月27日(木) 午後7時から 場所 佐賀市立嘉瀬公民館</p> <p>(5) 日時 平成18年7月28日(金) 午後7時から 場所 佐賀市産業振興会館</p> <p>(6) 日時 平成18年7月31日(月) 午後7時から 場所 佐賀市立本庄公民館</p> <p>地盤沈下対策事業白石平野地区第4号工事について、公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。 なお、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。 平成18年7月24日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古川 康</p>	<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 地盤沈下対策事業白石平野地区第4号工事</p> <p>(2) 工事場所 佐賀県杵島郡白石町大字新開地内</p> <p>(3) 工事内容 本工事は、廻里江排水機場の排水ポンプ設備の製作及び据付を行うものである。</p> <p>ポンプ形式 コラム式中斜流ポンプ 口径 φ900ミリメートル 排水量及び台数 1.65立法メートル/秒×2台 全揚程 3.2メートル</p> <p>(4) 予定工期 約6か月間</p> <p>2 入札参加資格に関する事項</p> <p>入札に参加を希望するものは、次に各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同令第167条の4第1項の規定に該当しない者とする。</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により、機械器具設置工事Aの決定を受けていること。</p> <p>(4) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。</p> <p>(5) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。</p>
--	---

<p>(6) 機械器具設置工事について営業年数が3年以上あること。</p> <p>(7) 同種工事として、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に、口径600ミリメートル以上の水中ポンプを元請として製作、掘付した実績(共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。)を有すること。</p> <p>(8) (7)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理技術者又は主任技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 上記2(8)に掲げる工事の施工実績調書及び実績を証する書類(仕様書、図面等)</p> <p>(3) 配置予定技術者調書及び実績を証する書類(監理技術者資格者証、検定合格証明書、竣工時工事カルテ受領書の写し等)</p> <p>(4) 営業所一覧表(許可業種も記載されているもの)</p> <p>(5) 経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>(平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に審査基準日があるもの)</p> <p>4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等</p> <p>(1) 入札参加申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所</p> <p>申請書及び提出資料作成要領については、平成18年7月24日(月)から平成18年8月7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで(最終日にあつては9時から16時まで)佐賀県武雄農林事務所総務課において配布する。また、佐賀県ホームページ(URL: http://www.p.ref.saga.lg.jp)にも同期間掲載する。</p> <p>(2) 入札参加申請書及び提出資料の受付</p> <p>3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録するものとする。</p> <p>3の(2)から(5)までについては、書面にてこの受付場所に持参するものと</p>	<p>する。</p> <p>ア 受付期間 平成18年7月31日(月)から平成18年8月7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで(最終日にあつては9時から16時まで)</p> <p>イ 受付場所 佐賀県武雄農林事務所総務課(武雄市武雄町昭和265) 電話 0954-23-5111</p> <p>5 指名業者の選定</p> <p>提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。</p> <p>6 入札予定時期</p> <p>平成18年9月</p> <p>問い合わせ先 郵便番号 843-0023 武雄市武雄町昭和265 佐賀県武雄農林事務所総務課 電話 0954-23-5111</p> <p>地盤沈下対策事業白石平野地区第5号工事について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。</p> <p>なお、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。</p> <p>平成18年7月24日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 地盤沈下対策事業白石平野地区第5号工事</p> <p>(2) 工事場所 佐賀県杵島郡白石町大字新開地内</p> <p>(3) 工事内容 本工事は、廻里江排水機場の電気設備の製作及び掘付を行うものである。</p> <p>排水機場の電気設備製作・掘付工事 1式</p>
---	---

<p>(4) 予定工期 約6か月間</p> <p>2 共同企業体に関する事項</p> <p>本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。</p> <p>(1) 構成員の資格要件</p> <p>ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(イ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により、電気工事Aの決定を受けていること。</p> <p>(ロ) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>(ハ) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が3年以上あること。</p> <p>(ニ) 電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。</p> <p>(ホ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づき指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札の日までの間受けていないこと。</p> <p>(ヘ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同令167条の4第1項の規定に該当しない者とする。</p> <p>(イ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ウ) 元請(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)として、平成8年4月1日から平成18年3月31</p>	<p>日までの間に竣工した受配電施設の施工実績と電気工事として1件あたり8千万円(共同企業体の構成員である場合は、請負金額に出資比率を乗じて得た額)以上の施工実績を有すること。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる工事の施工経験を有する監理(主任)技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>(ロ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ハ) 同一等級の者の間では、より大きな施工能力を有する者で、出資比率が構成員中最大であるものとする。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、受配電設備工事(機器の更新等の改良工事も含む。)について、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有するものとする。</p> <p>(2) 構成員の数 2社とする。</p> <p>(3) 出資比率 各構成員は、30パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 共同企業体協定書</p> <p>(3) 共同企業体編成表</p> <p>(4) 同種工事の施工実績調書及び実績を証明する書類</p>
---	--

<p>(5) 配置予定技術者調査及び経験を証明する書類(共同企業体の代表者のみ)</p> <p>(6) 営業所一覧表</p> <p>(7) 経営事項審査結果通知書の写し (平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に審査基準日があるもの)</p> <p>4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等</p> <p>(1) 入札参加申請書及び提出資料の交付期間及び交付場所 申請書及び提出資料作成要領については、平成18年7月24日(月)から平成18年8月7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで(最終日にあつては9時から16時まで)佐賀県武雄農林事務所総務課において配布する。また、佐賀県ホームページ(URL: http://www.pref.saga.lg.jp)にも同期間掲載する。</p> <p>(2) 入札参加申請書及び提出資料の受付 3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録するものとする。 3の(2)から(7)までについては、書面にてイの受付場所に持参するものとする。</p> <p>ア 受付期間 平成18年7月31日(月)から平成18年8月7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで(最終日にあつては9時から16時まで)</p> <p>イ 受付場所 佐賀県武雄農林事務所総務課(武雄市武雄町昭和265) 電話 0954-23-5111</p> <p>5 指名業者の選定 提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。</p> <p>6 入札予定時期 平成18年9月</p>	<p>問い合わせ先 郵便番号 843-0023 武雄市武雄町昭和265 佐賀県武雄農林事務所総務課 電話 0954-23-5111</p> <p>平成15年3月26日県営土地改良事業(中山間地域総合整備)脊振地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。</p> <p>平成18年7月24日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>平成18年度県営かんがい排水事業鳥栖地区第2号工事について、公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。</p> <p>なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。</p> <p>また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。</p> <p>平成18年7月24日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 平成18年度県営かんがい排水事業鳥栖地区第2号工事</p> <p>(2) 工事場所 佐賀県鳥栖市江島町地内</p> <p>(3) 工事内容 揚水機製作据付工事</p> <p>ア 横軸面吸込単段渦巻ポンプ 2台 口径 350ミリメートル 全揚程 109メートル 吐出力 18.66立方メートル/分</p>
---	--

<p>操作方法 自動交互並列運転及び手動運転</p> <p>イ 主電動機 2台</p> <p>形式 全閉外扇巻線型三相誘導電動機</p> <p>出力 500キロワット以下</p> <p>電圧 6,600ボルト</p> <p>ウ 付帯設備</p> <p>場内配管(吸込管、吐出管) 1式</p> <p>弁類(吸込弁、逆止弁等) 1式</p> <p>電気設備(主ポンプ盤、補機盤、計装盤、テレメータ盤等受配電盤及び変圧器盤を除く。) 1式</p> <p>(4) 予定工期 約6か月間</p> <p>2 入札参加資格に関する事項</p> <p>入札に参加を希望するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により、機械器具設置工事Aの決定を受けていること。</p> <p>(4) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。</p> <p>(5) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p>	<p>(6) 機械器具設置工事について営業年数が3年以上あること。</p> <p>(7) 九州管内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。</p> <p>(8) 同種工事として、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に、口径250ミリメートル以上の揚水機を元請として製作、据付した実績(共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。)を有すること。</p> <p>(9) (8)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理技術者又は主任技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 上記2(8)に掲げる工事の施工実績調書及び実績を証する書類(仕様書、図面等)</p> <p>(3) 配置予定技術者調書及び実績を証する書類(監理技術者資格者証、検定合格証明書、竣工時工事カルテ受領書の写し等)</p> <p>(4) 営業所一覧表(許可業種も記載されているもの)</p> <p>(5) 経営事項審査結果通知書の写し(平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に審査基準日があるもの)</p> <p>4 入札手続等</p> <p>(1) 入札参加申請書及び提出資料の交付期間及び交付場所 申請書及び提出資料作成要領については、平成18年7月24日(月)から平成18年8月7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで佐賀県鳥栖農林事務所総務課において配布する。また、佐賀県ホームページ(URL: http://www.pref.saga.lg.jp)にも同期間掲載する。</p> <p>(2) 入札参加申請書及び提出資料の受付 3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録するものとする。</p> <p>3の(2)から(5)までについては、書面にてイの受付場所に持参するものと</p>
---	---

する。

ア 受付期間 平成18年7月31日(月)から平成18年8月7日(月)まで
(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで(最終日にあつては9時から16時まで)

イ 受付場所 佐賀県鳥栖農林事務所総務課(鳥栖市元町1234-1)
電話 0942-83-2141

5 指名業者の選定
提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。
本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

6 入札予定時期
平成18年9月

問い合わせ先 佐賀県鳥栖農林事務所 総務課
電話 0942-83-2141

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷